

「埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例案」 に反対する意見書

令和 5 年 10 月 6 日
さいたま市 PTA 協議会

■本意見書について

さいたま市 PTA 協議会は、令和 5 年 10 月 6 日、県内各市町村 PTA 連合会等へ、本意見書への賛同を呼び掛けるとともに、埼玉県議会議事課および埼玉県議会自由民主党議員団に提出します。

■本意見書の趣旨

令和 5 年 10 月 4 日に提出された埼玉県虐待禁止条例の改正案は、子どもを育てる保護者（養護者）への禁止事項や努力義務を課すことにより、保護者への精神的・経済的負担を強いるだけでなく、本条例第三条にある基本理念（虐待の防止等は、特定の個人又は家族の問題にとどまるものではないことから、社会全体の問題として、県、県民、市町村、関係団体等の地域の多様な主体が相互に連携を図りながら取り組まなければならない。虐待の防止等に関する施策の実施に当たっては、児童等の生命を守ることを最も優先し、児童等の最善の利益を最大限に考慮しなければならない。養護者に対する支援は、それが虐待の予防に資するものであることに鑑み、養護者が虐待を行うおそれが無いと認められるまで切れ目なく行われなければならない。）に逆行するものです。また、子どもの最善の利益を反映したものとは考えられず、子どもを虐待から守ることができるとも思えません。よって、反対の意見を表明するものです。

■改正案への反対意見

- ・ほとんどの保護者が条例違反に当てはまる

児童を現に養護するものである保護者は、本条例改正案によって、大多数が条例違反の状態となり、虐待をする親とされてしまいます。本改正案が可決成立した際は、今まで信頼を築いてきた近隣住民からの通報におびえ、仕事への復帰や、社会参画への意欲が削がれてしまいます。社会全体で虐待防止への取り組みを進めるなか、保護者への監視を県民に義務付けるような改正案は、本来の目的を失うどころか、地域社会の分断を促し、監視社会へ向かう危険をはらんでいると思います。

- ・子どもの自主性を重んじることと、ネグレクトや虐待を同列にするべきではない

小学校に進学した子どもは、家庭から地域へと関わりが増え、子どもの健やかな成長を願う保護者と地域の人々に見守られながら成長していきます。そして私たち PTA と地域の方々は、子どもたちが安全に登下校でき、安心して地域で過ごせるように、日々取り組んでいます。子どもを信頼して、自主性を重んじることと、ネグレクトや虐待を一律に同列に扱うような改正案には賛同できません。

- ・共働きやひとり親家庭等、子どもの養育に懸命に励む保護者に対する配慮が無い

待機児童問題の解消や、ベビーシッターなどの拡充をうたってはいるものの、学童の整備や、小学校高

学年の子どもに対する施策もまだ十分ではありません。現状では、共働きの家庭やひとり親家庭には、毎日の放課後や、夏休みなどの対応は不可能と言ってよいと思います。置き去りを回避するための環境作りが先行するべきで、子どもを置き去りにしなくてすむ対策を同時に提示しなければ、理想を語るだけで、保護者は心身ともに追い詰められてしまいます。結果として、虐待を助長してしまうことになりかねません。

- ・学校や PTA との連携がない

本条例の基本理念にあるように、社会全体で取り組み、関係団体との連携が必要なこの問題に対して、本条例の改正による影響について、どのように配慮されているのか、まったく示されていないと思います。物価高等に苦しみながら一生懸命働く保護者や、働き方改革に取り組む学校現場の状況が、年度内に一気に改善されるはずもなく、子どもを養護する保護者や保育士、教員等への心身の負担がとても大きいと思います。

- ・社会全体で取り組むことが基本理念であり、保護者へ責任を押し付けるべきではない。

一部海外ではあたりまえの制度であるかのような論調が見受けられますが、本条例にあるように、社会全体で子どもの安全に責任を持つことが大前提です。アンバーアラートに見られるように、社会全体が子どもの安全に責任を持ち、その一翼として保護者への義務が受け入れられているのであり、一方的に養護者への禁止や義務だけを押し付けることで、子どもの安全が保たれるわけではありません。

- ・全国で初めての条例であること

一部の議員が全国初であることを SNS 等で誇っているようですが、条例で定められている取り組みが不十分であるにもかかわらず、保護者への禁止や義務だけを、日本で最初に条例化することには賛同できません。施策の充実が全国で一番となることには意義があります。保護者への責任を転嫁するかのような改正に一番乗りをする意味などありません。

- ・保護者への支援が最も子どものためになり、締め付けはかえって子どもを不幸にする。

子どもの最善の利益を守るために、子育ての支援があり、そのために本条例もあるべきです。子どもを守るには、まずその保護者への支援が大事であることは基本理念にも書かれている通りです。本条例の改正案は、一見すると子どもを守るためのようですが、最も子どもを守っている保護者を苦しめ、結果的に子どもを不幸にしかねない危険な改正であると考えます。

- ・子どもたちの意見を聞いているのか。

本条例の基本理念に、児童等の最善の利益を最大限に考慮しなければならないとあり、実際に子どもたちの意見を聞いたことがあるのか聞きたい。さいたま市 PTA 協議会内で小学生に本条例の改正案について話をすると、一様に「理不尽だ!」「ありえねー!」「それ言い出した人は自分で子育てしたことあるの?」と、大反対でした。なので、私たち保護者は、子どもたちの最善の利益を最大限考慮し、本改正案に反対します。